

0. 緒言

「生物多様性」(biodiversity)という語は、自然保護の標語として 1985 年に造語された比較的新しい言葉である(1.1.参照)。この造語により生み出された新しい概念である「生物多様性」は、ごく短い期間のうちに欧米諸国において広まりを見せ、造語からわずか 8 年後の 1993 年には「生物多様性条約」(Convention on Biological Diversity(CBD))が締結されるまでに至った(1.2.参照)。

我が国では、1993 年に施行した「環境基本法」の第 14 条が「生物多様性」の語を記載したのを皮切りに、1995 年の「生物多様性国家戦略」の作成、そして 2008 年の「生物多様性基本法」の施行など、生物多様性は、法的な領域に深く浸透するまでに至った。さらに「生物多様性基本法」は、第 4 条において国としての生物多様性保全の責務を定めると共に、7 条において努力的な責務であるが、国民に生物多様性保全の責務を定めるなど、(実際にどの程度の努力を払っているのかは別として)国や国民の活動に対しても影響力を持ちうるものとなった(1.3.参照)。

さて、生物多様性について検討したことのある人々の間では、「生物多様性」の語が、多様な意味を持つこと、そして「生物多様性」の語を用いる人々それぞれが「生物多様性」の語の内に望むものを見い出せるものであることが知られていた(3.3.、参考資料 1.1.、参考資料 1.2.参照)。そして、使用者が語の内に望むものを見い出せるという「生物多様性」の語の特徴は、先に触れた生物多様性基本法の第 4 条から第 7 条の責務を考えるときに困難を呼び込むことになると思われるである。即ち、(およその方向性については共通理解を得られるとしても)責務の内容を考える人々が、それぞれ自分の望むものを責務の内容として考えるような責務を一般的な、あるいは、法的な責務とすることは好ましくないよう思えるのである(3.3.5.参照)。

以上に加えて、幅広い意味内容を持つ語を用いて作られた法の規定は、具体的な事例にあてはめる際に多様な解釈をされる可能性や、恣意的な運用をされる可能性も持ちうると思われる。法の規定の恣意的な運用に対するこの懸念のことには立ち入らない。とはいって、「生物多様性」の語を恣意的に解釈することへの誘因がないわけではない。即ち、生物多様性の保全が、強い権利性を認められている財産権(所有権)の制限と関連していること(*)。そして、生物多様性に資する行動とされることが多い外来生物の排除が、多くの場合、対象となる外来生物の駆除・殺処分を求めるので、特に処分の対象となる外来生物が哺乳類など人の情動に訴えるものであるとき、動物愛護などの価値観との対立を見ることになるだろうことを、簡単に考えてみただけでも想定できるのである(5.2.参照)。

かくして、生物多様性の保全等に関連して起こりうる問題に対し判断を下すためにも、そして国から国民に至るまで負っている生物多様性保全の責務の性質を見極めるためにも、

法的な場面で「生物多様性」の語が何を意味しているのかを見極めることは重要であると考えられるのである。

以上を踏まえて、本論文では、法的な場面での「生物多様性」の語が何を意味しているのかを見極めるために、まず 2 つの事柄を確認する。即ち、始めに、本当に「生物多様性」が一般的に多義的な概念であるのかを確認する。次いで、一般的な場面で語が多義的であったとしても法的な場面では規定により意味を限定しうることから、生物多様性に関連する語についての法の規定を確認する。その結果、もしも法の規定によっても語の多義性が解消されないとの考えに至った場合には、実際の使用を通じて語の多義性に起因する問題が生じないかを検討する。そして、これらの確認と検討を通じて、「生物多様性」の語の多義性に起因する問題の発生する可能性が認められた場合、その問題の性質について分析する。そして最後に、問題のある状況を改善するための方向性について、簡単なものになるが、提案をしてみたいと考えている。

(*) : 例えば、生物多様性の構成要素である生態系は、生物的要素である「生産者」、「消費者」、「分解者」だけでなく「非生物的環境」からも構成される。生物多様性保全のための生息「域」の保全には、土地や空間の利用形態が大きな影響を与える。また有力な環境保護団体である「公益財団法人世界自然保護基金ジャパン(WWF ジャパン)」は、生物多様性保全に資する法律であると同団体が位置付ける「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)の 2013 年(平成 25 年)改正に際して提出した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の抜本的改正に関する要望書」において「第 3 条(財産権の尊重等)を削除する」ことを求めていた⁽¹⁾。

引用文献・参考文献

(1)WWF ジャパン HP (サイト内検索ワード : 要望書 2012 年 7 月 13 日)

1. 「生物多様性」という語の成立から生物多様性基本法成立までの概略

1.1. 如何にして「生物多様性」という語は生まれたか

「生物多様性(Biodiversity)」は、1970 年代までに欧米の学会を中心に通用し始めていた学術用語である「生物学的多様性(Biological Diversity)」を簡略化した用語である。「生物多様性」の造語は、生態学者のウォルター・G・ローゼン(Walter G. Rosen)により 1986 年に開かれた米国ナショナルフォーラムの 1985 年に行われた企画会議の場で行われた。そして「生物多様性」の語は、1986 年 9 月 21 日から 24 日に開催されたフォーラムの標語となり、これをまとめた「Biodiversity」と題する議事録により広く一般に知られるようになった。

1.2. 「生物多様性条約」の成立と我が国の条約締結まで

生物多様性条約(生物の多様性に関する条約 : Convention on Biological Diversity (CBD))は、1980 年代の欧米諸国の市民における自然保護に対する关心や国際自然保護連合(IUCN)